

司研企第001395号

(組ろ-04)

平成18年5月29日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所長 相良朋紀

司法修習生の実務修習結果簿の取扱いについて（通知）

標記の実務修習結果簿については、従前、実務修習の科目ごとに4分冊されていたものを第60期司法修習生から1冊に集約しました。これに伴い、下記のとおりその取扱いを変更しますので、指導担当官（者）等にこの旨周知してください。

なお、第59期司法修習生については、従前の取扱いによってください。

記

- 1 司法修習生は、各実務修習終了時に、実務修習結果簿を指導担当責任者に提出する。
- 2 実務修習結果簿の検印は配属庁会の指導担当責任者のみとし、指導担当責任者は、司法修習生から、実務修習結果簿の提出があった時は、検印の上、早期に司法修習生に返還する。
- 3 司法修習生は、次の実務修習に実務修習結果簿を持参する。
- 4 司法修習生は、後期修習開始時（新司法修習にあつては、集合修習開始時）に実務修習結果簿を持参し、当研修所事務局企画課調査係に提出する。
- 5 配属庁会は、各実務修習終了後、司法修習生から、実務修習結果簿の提出を受け、これを取りまとめて当研修所へ送付することを要しない。